

スポーツ団体ガバナンスコードに関するこれまでのスポーツ庁委託調査の成果 【概要】

スポーツ庁ではこれまで、スポーツ団体におけるガバナンス確保、コンプライアンス強化のためのガイドラインに係る委託調査を実施し、各競技団体等に対してその成果を普及。【委託先：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構】

- I. 「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン～NF のガバナンス強化に向けて～」(平成 27 年 3 月 3 日)
- II. 「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」(平成 30 年 3 月 8 日)

I. NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン (平成 27 年 3 月 3 日)

1. NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン

(1) 基本計画の策定 (3 項目)

- a スポーツの普及、競技力の向上、マーケティング戦略等の各業務分野に関し、NF 運営の基本計画(長期、短期双方を含む)が明確に策定されていること
- b NF 運営の基本計画、その実施、評価、改善のプロセス(PDCA サイクル)に基づく取組がなされていること
- c NF 運営の基本計画及びその実施状況について、NF のウェブサイト等で公開されていること

(2) 法令遵守 (1 項目)

- a NF 運営に当たって、NF 及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること

(3) 人材育成・確保 (1 項目)

- a 後進の育成と新規人材の採用を計画的に行っていること

(4) 多様な資金源の確保 (1項目)

- a NF 財務の健全性を確保するため、多様な資金源を確保するよう努めていること

2. NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン

(1) 会議体の権限分配 (1 項目)

- a 会議体の権限事項、社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の権限分配が明確に規定され、それぞれ実施されていること

(2) 会議体の構成の適正 (4 項目)

- a 広くステークホルダー(利害関係者)の意見を反映するよう、会議体の構成

員の分布が配慮され、選出されていること（多様性）

- b 会議体の構成員に、会社役員、弁護士、会計士や学識経験者等、外部の有識者が選出されていること
- c 会議体の構成員等の任用基準、選任手続が明確かつ透明な規程になっており、当該規程に従い任用が実施されていること
- d 理事等の任期制限等に関する規程が設けられ、当該規程に従い実施されていること

(3) 会議体の手続きの適正（4 項目）

- a 社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の会議体の運営手続が法令、定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること
- b 理事が NF の運営状況を把握できるよう、最低 3 か月に 1 回程度理事会が開かれていること
- c 理事と NF との間の利益相反を規制する規程が定められており、当該規程に従い実践されていること
- d 会議体の決議に関する議事録が作成され、NF のウェブサイト等で公開されていること

(4) 会議体における監督（1 項目）

- a 代表者、専務理事、事務局長等による NF 運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること

3. NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン

(1) 運営権限と責任の明確化（1 項目）

- a 具体的業務運営に当たって、事務局における部署、担当者の権限と責任、決裁手続が明確になっていること

(2) 運営ルールの整備（4 項目）

- a NF 業務の運営に関する規程を作成し、当該規程に基づき実践されていること
- b 理事、事務局長等の経済的利益の透明性を確保する規程が設けられ、当該規程に従って運用されていること
- c 重要な契約について、不正な利益供与等が起きないように、入札契約等の規程が設けられ、当該規程に基づき実施されていること
- d 具体的業務運営に当たって、法律、税務、会計等の専門家のサポートを積極的に受けて実施されていること

(3) 具体的業務運営の監督（2 項目）

- a 監事により各事業年度の計算書類等の会計監査、具体的業務運営の妥当性に関する業務監査が行われ、監査報告書が作成されていること
- b 専門家、有識者による内部監査、監事の独立性等、監査の実効性を確保する

措置が講じられていること

4. NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン

(1) 適正処理、公正な会計原則の実施 (3 項目)

- a NF の財務、経理の処理を適正に行い、公正な会計原則に則っていること
- b 職業的専門家による会計監査が行われ、会計監査報告書が作成されていること
- c 国庫補助金等の利用に関し、適正使用ガイドラインを遵守すること

(2) 財務計画の実施 (2 項目)

- a 財務計画及び手続き（長期、短期両方を含む）が実施されていること
- b 財務に係る書類等の報告、承認手続きが実施され、NF のウェブサイト等で公開されていること

5. NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン

(1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築 (6 項目)

- a NF の懲罰制度、紛争解決制度（不服申立制度を含む）が規定され、規定に従って実施されていること
- b 懲罰機関や紛争解決機関が、独立・中立であり、専門性を有すること
- c 懲罰手続や紛争解決手続が、当事者に十分な手続保障がなされ、迅速性が担保されていること
- d 懲罰手続、紛争解決制度の規定整備、実施に当たって、法律の専門家からサポートを受けていること
- e NF における全ての懲罰や紛争について、第一審手続、不服申立手続のどちらかで、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう、自動応諾条項等を定めていること
- f NF の懲罰制度や紛争解決制度に関する規程が NF のウェブサイト等で公開されていること

6. NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン

(1) ウェブサイト等による情報提供 (3 項目)

- a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等をウェブサイト等で公開していること
- b 特段の理由がある場合を除き、全ての NF 運営規程が、ウェブサイト等で公開されていること
- c その他 NF 運営に関する報告書、競技会情報等が、ウェブサイト等で公開されていること

(2) 広報戦略の策定その他 (2 項目)

- a 広報担当者を設置し、また広報戦略に基づく広報を行っていること
- b NF 運営に関する苦情窓口を設置し、誠実に対応すること

7. NF のインテグリティ (高潔性) に関するフェアプレーガイドライン

(1) アンチ・ドーピング活動への取組 (1 項目)

- a 日本ドーピング防止規程 (JADA コード) 又は世界ドーピング防止規程 (WADA コード) に準じる規程を定め、アンチ・ドーピング宣言等、アンチ・ドーピング活動を自ら実践していること

(2) スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の防止 (1 項目)

- a スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為を防止することを明記した倫理規程、防止宣言を定め、必要な施策を講じていること

(3) 差別の禁止 (1 項目)

- a 不合理な差別を禁止することを明記した倫理規程、差別禁止宣言を定め、必要な施策を講じていること

(4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラを禁止 (2 項目)

- a アスリートの基本的人権を尊重し、暴力を根絶して、セクハラ、パワハラを禁止することを明記した倫理規程、暴力根絶宣言を定め、必要な施策を講じていること
- b アスリートファースト、当該スポーツの将来を担う人材育成の視点を重視した指導者育成制度を構築していること

(5) 安全性の確保 (1 項目)

- a スポーツの安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること

8. NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン

(1) 危機管理体制の構築 (1 項目)

- a NF における危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施されていること

(2) 不祥事発生時の対応 (3 項目)

- a 不祥事が発生した場合の、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策について、外部の有識者を含めた対応が可能になっていること
- b 不祥事対応について、適切な時期に情報公開を行っていること
- c 不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行っていること

Ⅱ. スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン（平成 29 年 3 月 8 日）

1. コンプライアンス強化全般に関するガイドライン

(1) コンプライアンス強化に関する基本計画の策定（1 項目）

- a スポーツ団体運営の基本計画（長期、短期双方を含む）にコンプライアンス強化に関する項目が明確に策定されていること

(2) 法令順守（1 項目）

- a スポーツ団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること

(3) 人材の採用・育成（1 項目）

- a コンプライアンス強化スタッフの採用、育成を計画的に行っていること

(4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守（1 項目）

- a NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインを遵守していること。特に、会議体運営や事務局運営に関し、権限と責任の分配を明確にし、適切なチェックアンドバランス体制を構築、実践していること

2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン

(1) コンプライアンス推進組織の設置（6 項目）

- a コンプライアンス強化を担う会議体（コンプライアンス委員会など）が常設され、実施されていること
- b コンプライアンス強化を担う会議体（コンプライアンス委員会など）の権限事項として、コンプライアンス方針の策定、推進などが規定され、実施されていること
- c コンプライアンス強化を担う会議体のトップがスポーツ団体の理事を兼ね、スポーツ団体のコンプライアンス強化の業務担当理事となっていること
- d コンプライアンス推進組織の構成員に、弁護士、会計士や学識経験者など、コンプライアンス強化に関する外部の有識者が選出されていること
- e コンプライアンス推進組織の運営手続が定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること
- f コンプライアンス推進組織の運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること

(2) 司法機関（懲罰制度、紛争解決制度）の構築

① 懲罰制度の構築（12 項目）

- a 懲罰制度における禁止行為及び処分の内容、並びに処分に至るまでの手続が定まっており、周知されていること
- b 懲罰制度の対象者及び処分内容が明示されていること

- c 内部通報制度、相談窓口制度への通報のほか、事実調査の開始の要件が明確に定まっていること
- d 事実認定を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること
- e 懲罰制度の対象者と同一の範囲の者について、報告・通報義務と調査に対する協力義務を課していること
- f 事実認定に当たっては、証拠をもって行われていること
- g 処分審査を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること
- h 処分審査にあたって、処分対象となる禁止行為にかかる事実を示したうえで、処分対象者に対する聴聞（意見聴取）の機会が設けられていること
- i 処分基準が定められ、その内容に従って懲罰が実施されていること
- j 処分結果は、処分対象者に対し、①処分の内容、②処分対象となる禁止行為にかかる事実、③処分の理由及び証拠、④処分の手続の経過が記載された書面により告知されていること
- k 処分の公表基準が定まっており、これに従った処分結果の公表がなされていること
- l 重大な禁止行為を行った者に対し、処分審査を経る前に、暫定的な資格停止の手続が設けられていること

② 紛争解決制度の構築（2項目）

- a スポーツ団体における全ての懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項などを定めていること、又はスポーツ団体内において不服申立が可能な制度が設けられていること
- b 不服申立てが可能であることが、処分対象者に通知されていること

③ 内部通報制度、相談制度の構築（4項目）

- a コンプライアンス強化に関する内部通報制度、相談窓口制度が設けられていること
- b 内部通報窓口、相談窓口制度が関係者に周知されていること
- c 内部通報窓口、相談窓口制度の担当者に、相談内容に関して守秘義務が課せられていること
- d 内部通報窓口、相談窓口に対する相談者に、相談を行ったことにより不利益な取扱いを行うことが禁止されていること

(3)危機管理体制・不祥事対応体制の構築（2項目）

- a スポーツ団体において必要な危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的実施され、随時見直しが図られていること
- b スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」を役員及び担当職員が理解していること

3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン

(1)スポーツ団体の役職員向け〔組織マネジメント〕のコンプライアンス教育の実施（5項目）

- a スポーツ団体の組織運営に関する最低限の法的知識に関する教育
- b NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインに関する教育
- c 不適切な経理処理、不正行為防止に関する教育
- d 代表選手選考に関する教育
- e イベント運営における安全に関する教育

(2)選手・指導者向け〔フィールドマネジメント〕のコンプライアンス教育の実施（5項目）

- a アンチ・ドーピング、不正防止に関する教育
- b 暴力行為、セクハラ、パワハラに関する教育
- c 違法行為に関する教育
- d スポーツ活動における安全に関する教育
- e SNS その他交友関係、社会規範に関する教育